

滋賀県建設工事等競争入札参加者の 格付および選定基準

最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、建設工事の適正な施工の確保と公正な発注を行うため、滋賀県が発注する建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等業務委託（以下「工事等」という。）についての契約に係る競争入札に参加する者の選定に関して必要な基準を定めることを目的とする。

(格付)

第2条 競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）を選定するため、建設工事の土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気設備工事、給排水冷暖房工事および造園工事の業種に格付区分を設け、滋賀県が発注する建設工事等についての契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（昭和63年滋賀県告示第443号。以下「告示」という。）第4条第1項に規定する定期の資格審査の結果に基づき、当該工事の有資格業者のうち県内業者の格付を行う。

2 前項に掲げる業種以外の業種に参加する有資格業者については、告示第4条第1項に規定する定期の資格審査の結果に基づき、別に定めるところにより順位付けを行う。

(格付区分等)

第3条 前条に規定する格付区分および格付区分に対応する各区分ごとの発注の標準となる請負工事の設計金額（以下「請負工事標準額」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

2 格付は、次条の規定により算出した審査事項評点数に係る別に定める基準および別表2に定める格付区分別有資格技術者基準（以下「技術者基準」という。）により決定する。

3 前項により格付を行う場合において、格付区分別業者数が著しく多数または少数である場合にあっては、前1項の規定にかかわらず格付区分を変更し、または設けないことができるものとする。

(審査事項評点数)

第4条 建設工事の有資格業者の審査事項評点数は、次に定めるところにより算定した客観事項評点と主観事項評点とを合算した数値とする。

(1) 客観事項評点

告示別表第2第1項第1号アに掲げる項目についての入札参加資格審査の結果を建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）の例により算出した評点数

(2) 主観事項評点

告示別表第2第1項第1号イに掲げる項目についての入札参加資格審査の結果を別に定めるところにより算定した評点数

(格付の特例)

第5条 第3条第2項により格付する場合において、格付区分が土木一式工事もしくは建築一式工事の一号もしくは二号の対象となる者または舗装工事、電気設備工事、給排水冷暖房工事もしくは造園工事の一号の対象となる者は、別表3左欄の格付業種に対応する同表右欄の建設業の種類について建設業法第3条に規定する特定建設業の許可を有していなければならない。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる格付区分に格付する。また、前項の規定にかかわらず、第4号に掲げる者は、同号に掲げる格付区分に格付する。

(1) 新規に入札参加資格を有することとなる者 最下位の格付区分

(2) 直前の格付区分より上位の格付区分の対象となる者で、直前の格付区分以上の格付

- 区分に連続して2年以上格付されていないもの 直前の格付区分と同一の格付区分
- (3) 直前の格付区分より2区分以上上位の格付区分の対象となる者 直前の格付区分の1区分上位の格付区分
- (4) 直前の格付区分より2区分以上下位の格付区分の対象となる者で、格付時において経営不振に陥ったと認められる次のアからオのいずれにも該当しておらず、かつ定期の審査基準日の属する年1年間およびその直前1年間に入札参加停止を受けていないもの 直前の格付区分の1区分下位の格付区分
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 滋賀県建設工事等契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）が工事成績が良好と認められない場合等により不適当と認めた者 当該業者の施工能力等に応じた格付区分
- 3 告示第4条第1項ただし書および第2項の規定により実施する臨時または中間の審査の結果の取扱いは次の各号に定めるところによる。
- (1) 告示第4条第1項ただし書の規定により臨時の審査を受けた者については、最下位の格付区分に格付し、または最下位の順位に付する。
- (2) 告示第4条第2項の規定により実施する中間年の審査の結果、技術者基準によれば直前の格付区分より下位の格付区分の対象となる者については、第2条第1項の規定にかかわらず、当該下位の格付区分に格付する。
- (3) 第1項に掲げる格付区分に格付されているもののうち、中間年の審査基準日において特定建設業の許可を有さなくなったものについては、同項に掲げる格付区分の1区分下位の格付区分に格付する。
- （業者選定）
- 第6条 参加業者の選定は、次の各号に掲げる事項を考慮して行うものとする。
- (1) 契約しようとする工事等の実施場所、地理的条件
- (2) 契約しようとする工事等に応じた経歴
- (3) 業者の実施能力、手持ち工事等の量、技術者数、経営状態からみた実施見込みの確実性
- (4) 参加回数の機会均等の確保および手持ち工事等の状況
- 2 格付業種にあっては、格付区分に属する業者を前項に掲げる事項を考慮し選定するものとする。
- 3 前項に対応する業者が少数であるとき、その他特に必要があるときは、工事成績が優れ、かつ、施工能力があると認められる場合に限り、格付区分の直近上位または下位の区分から業者を選定することができる。
- （応急または特殊工事等）
- 第7条 特に緊急を要する工事および特殊の技術または機械を必要とする工事等については、前条の規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。
- （共同企業体）
- 第8条 工事の円滑な遂行と県内建設業者の施工能力の向上を図るため、大規模工事等について共同企業体により、工事を請け負わすことができるものとする。
- 2 共同企業体に関し、必要な事項は別に定める。
- 付 則
- 1 この基準は、平成元年6月1日より施行する。
- 2 第3条第2項の格付区分別有資格技術者基準の規定は、平成2年度の格付から適用する。

付 則

- 1 この改正は、平成3年4月1日より施工する。ただし、第5条第2項第2号および第3号の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の日から平成4年3月31日までの間における格付の基礎となる格付区分別有資格技術者基準については、改正前の滋賀県建設工事等指名競争入札参加者の格付および選定基準別表第2の規定は、なお効力を有する。この場合において、同表（土木一式工事）の表二号の項中「（2級）3名以上」とあるのは、「（1級）1名以上（2級）2名以上」とする。
- 3 この改正の施行の際、現に格付されている者が、改正後の滋賀県建設工事等指名競争入札参加者の格付および選定基準（以下「新基準」という。）第5条第1項または前項後段の規定により、直前の格付区部より下位の格付区分に格付されることとなる場合においては、これらの規定にかかわらず、直前の格付区分に格付する。
- 4 平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間における格付の基礎となる格付区分別有資格技術者基準については、新基準別表第2 監理技術者資格者証保有者の欄中「4名」とあるのは「3名」と、「2名」とあるのは「1名」とする。

付 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成7年2月27日から施行する。

付 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成12年3月23日から施行する。

付 則

この改正は、平成12年8月22日から施行する。

付 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

2 施行日から平成33年3月31日までの間は別表1に定める土木一式工事およびほ装工事に係る格付区分および請負工事標準額は別表4に定める格付区分および請負工事標準額とする。

付 則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

2 施行日から令和 8年 3月31日までの間は別表1に定める土木一式工事および舗装工事に係る格付区分および請負工事標準額は別表4に定める格付区分および請負工事標準額とする。

付 則

1 この基準は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表 1

格付区分および請負工事標準額等

(土木一式工事)

区 分	請 負 工 事 標 準 額 等
一 号	14,000万円以上
二 号	8,000万円以上 ～ 14,000万円未満
三 号	3,000万円以上 ～ 8,000万円未満
四 号	900万円以上 ～ 3,000万円未満
五 号	900万円未満

(建築一式工事)

区 分	請 負 工 事 標 準 額 等
一 号	10,000万円以上
二 号	6,000万円以上 ～ 10,000万円未満
三 号	3,000万円以上 ～ 6,000万円未満
四 号	1,500万円以上 ～ 3,000万円未満
五 号	1,500万円未満

(舗装工事)

区 分	請 負 工 事 標 準 額 等
一 号	3,000万円以上
二 号	900万円以上 ～ 3,000万円未満
三 号	900万円未満

(電気設備工事)

区 分	請 負 工 事 標 準 額 等
一 号	3,000万円以上
二 号	1,500万円以上 ～ 3,000万円未満
三 号	1,500万円未満

(給排水冷暖房工事)

区 分	請 負 工 事 標 準 額 等
一 号	3,000万円以上
二 号	1,500万円以上 ～ 3,000万円未満
三 号	1,500万円未満

(造園工事)

区 分	請 負 工 事 標 準 額 等
一 号	2,300万円以上
二 号	800万円以上 ～ 2,300万円未満
三 号	800万円未満

別表 2

格付区分別有資格技術者基準

(土木一式工事)

区 分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
一 号	4名以上	6名以上
二 号	2名以上	3名以上
三 号	—	2名以上
四 号	—	1名以上
五 号	—	—

(建築一式工事)

区 分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
一 号	4名以上	8名以上
二 号	2名以上	2名以上
三 号	—	2名以上
四 号	—	1名以上
五 号	—	—

(舗装工事)

区 分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
一 号	2名以上	4名以上
二 号	—	2名以上
三 号	—	—

※なお、一号格付区分については、技術職員のうちに、舗装施工管理技術者の一級資格者が3名以上いること、または一級資格者が2名おり、かつ、二級資格者が2名以上いることを格付の要件とする。二号格付区分については、技術職員のうちに、舗装施工管理技術者の一級資格者が2名以上いること、または一級資格者が1名おり、かつ、二級資格者が1名以上いることを格付の要件とする。三号格付区分については、舗装施工管理技術者が技術職員のうちに1名以上いることを格付の要件とする。

(電気設備工事)

区 分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
一 号	2名以上	2名以上
二 号	—	2名以上
三 号	—	—

(給排水冷暖房工事)

区 分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
一 号	2名以上	2名以上
二 号	—	2名以上
三 号	—	—

(造園工事)

区 分	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者
一 号	2名以上	2名以上
二 号	—	2名以上
三 号	—	—

注 この表における主任技術者有資格者は、建設業法第7条第2号ハに規定する者とする。ただし、実務経験を必要とする者を除く。

別表 3

格付業種に対応する特定建設業の種類

格付業種	特定建設業の種類
土木一式工事 (一号、二号)	土木工事業
建築一式工事 (一号、二号)	建築工事業
舗装工事 (一号)	舗装工事業
電気設備工事 (一号)	電気工事業
給排水冷暖房工事 (一号)	管工事業
造園工事 (一号)	造園工事業